

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四県立学校部の表保健体育課の項第一号教育長決裁事項の欄中「法第十条第二項」を「法第十条第三項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年九月一日から施行する。